

千葉県 企業・NPOによるパートナーシップ事業 企画案募集要項（NPO向け） ＜平成22年度＞

1 趣旨

近年、子育てや環境保全、まちづくりなどの地域活動や、本業での事業活動において、企業とNPOが双方にメリットのある形で連携する事例が出てきていますが、県内の企業やNPOからは「連携のきっかけが無い」といった声も聞かれます。

そこで、県内でもそのような事例がより多く生まれ、地域課題の解決や地域活性化が進むよう、今年度、新たに「企業・NPOによるパートナーシップ事業」を実施し、県が調整役となり、企業とNPOとのマッチングの機会を提供します。

企業との連携により新たな事業に取り組みたいと考えているNPOの方は是非ご活用ください。

2 募集内容等

(1) 募集内容

企業が提示した「NPOと連携して取り組みたい地域活動・事業活動のテーマ（別添）」に対する企画案

(2) 応募資格

2年以上の活動実績があり、過去2か年の決算が適切に行われている特定非営利活動法人（NPO法人）又は任意団体（非営利の社会貢献活動団体）などで、次の全ての要件を満たす団体とします。

なお、宗教団体、政治団体、町内会・自治会等の地縁組織などは対象としません。

- ①県内に事務所を有すること。
- ②自発性に基ついた活動を自立的・継続的に実施していること。
- ③構成する会員が10人以上いること。
- ④組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ⑤特定非営利活動法人にあつては、提出期限の到来している直近の2か年度分の事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑥事業の連絡責任者が特定でき、かつ、平日昼間の連絡が取れること。
- ⑦平日に協議・打合せができること。
- ⑧事業の成果報告ができること。
- ⑨宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑩特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑪暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(3) 応募締切 平成22年9月6日（月）

(4) 応募書類 (別添)

応募書類	NPO 法人	任意団体
①企画案応募書	○	○
②企画提案書	○	○
③団体概要	○	○
④定款又は規約の写し	○	○
⑤直近2年間の事業報告書及び収支計算書の写し	○	○
⑥役員・職員(事業関係者)名簿	×	○
⑦成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面	×	○
⑧団体目的等についての確認書	×	○
⑨団体の活動を紹介する資料(会報・パンフレット等) (2種類まで)	○	○

(5) NPO向け事業説明会

詳しい事業内容や応募方法等について説明するとともに、テーマを提出した企業に出席いただき、募集テーマの説明やNPOとの意見交換を行います。

ア 日 時 平成22年8月20日(金) 14:00~16:00

イ 場 所 千葉県庁本庁舎5階 大会議室

ウ 定 員 60名(事前申込み・先着順)

エ 内 容 ○「企業・NPOによるパートナーシップ事業」の説明(10分)
○「NPOと連携して取り組みたい地域活動・事業活動のテーマ」
の説明(30分)

テーマを提出した企業から、内容の説明。

○企業・NPOの意見交換会(80分)

テーマを提出した企業と応募を検討しているNPOとの意見交換。

(6) 応募方法

別添応募書類をテーマごとに作成し、メール又は郵送で下記にご提出ください。

(応募書類は千葉県NPO情報ネット <http://www.chiba-npo.jp/>にてダウンロード可能)

なお、1団体が複数のテーマに応募することもできますが、1テーマあたり1提案を限度とします。

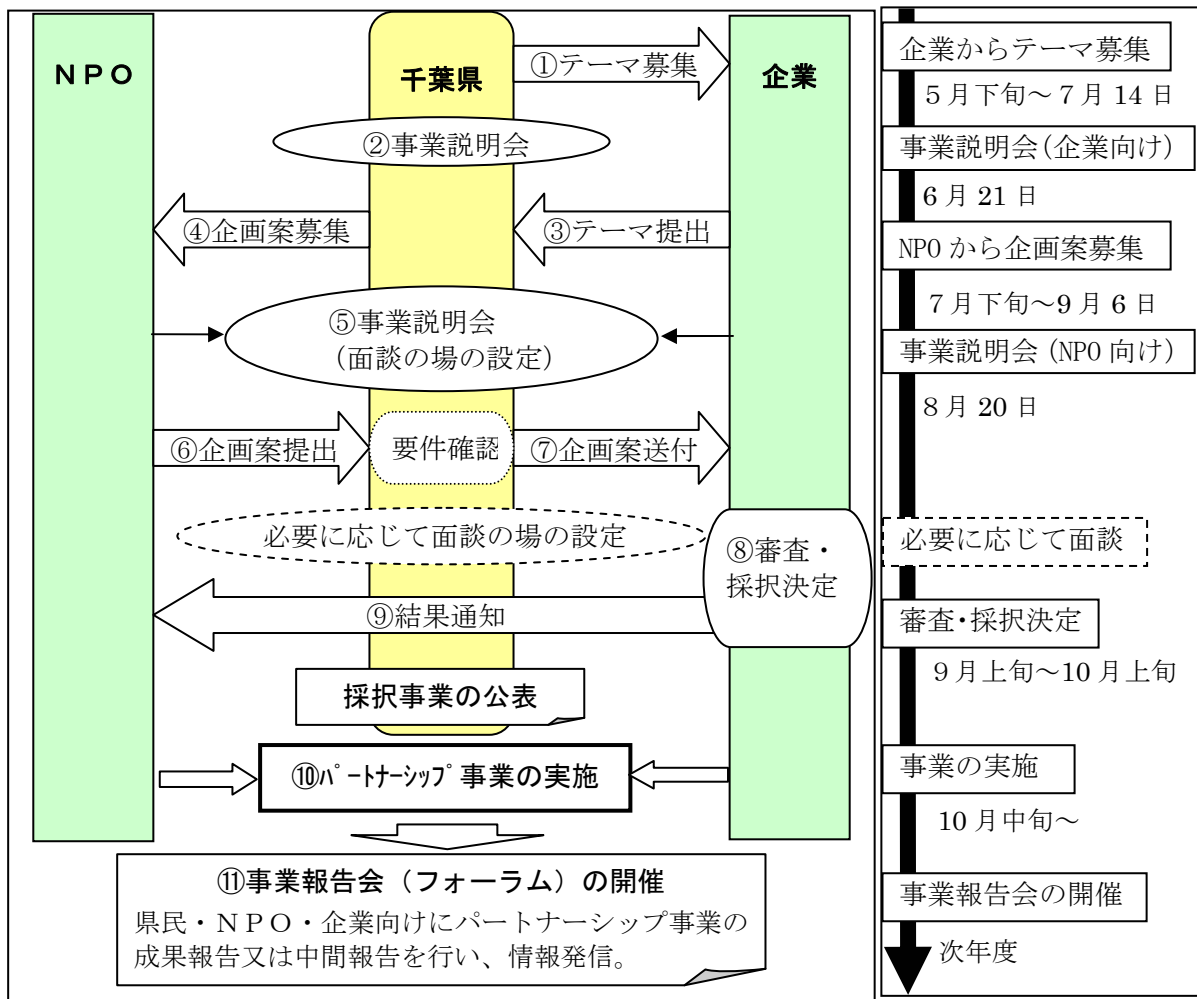
《問合せ・応募先》

千葉県環境生活部県民活動・文化課事業推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL: 043-223-4133 mail: npo-zigyuu@mz.pref.chiba.lg.jp

3. 事業の流れ



4 企画案の審査からパートナーシップ事業の実施、成果報告会までの流れ

(1) 企画案の審査（9月上旬～10月上旬）

テーマを提出した企業において、NPOから応募のあった企画案を審査します。
 なお、必要に応じて県が両者の面談の場を設定します。

《審査の方法・流れ》

応募資格の要件確認

県が、NPOから提出された応募書類に基づき応募資格の要件確認を行い、確認のできた応募書類についてはテーマを提出した企業に送付します。

各企業における書類審査

企業が、NPOからの応募書類に基づき、企画案の採択の可否について検討します。

応募団体との面談

採択事業の決定に当たって、企業が応募団体との個別面談を希望する場合は、県が両者の面談の場を設定します。

採択決定・通知

企業が審査結果について、応募団体に直接通知します。

(2) パートナーシップ事業の実施（10月中旬～）

採択された企画案は、企業とNPOとの間で細部についての事前協議を経た上で、パートナーシップ事業として取り組んでいただきます。

なお、事業の進捗状況については随時ホームページ等により、県民に周知します。

(3) 事業報告会の開催（次年度）

事業終了後、事業の成果を今後の取組に生かすため、企業・NPO・県の三者で振り返りのための意見交換を行います。

また、事業の成果を広く県民に周知するため、事業に取り組んだ企業・NPO双方が参加する事業報告会を開催しますので、パートナーシップ事業に取り組んだNPOの方は当報告会への出席をお願いします。

5. パートナーシップ事業について

パートナーシップとは、対等な二者以上の主体の間での協力的な「関係のあり方」を指しています。この仕組みにおける「パートナーシップ事業」とは、企業とNPOが共通の目的をもって連携・協力しながら取り組む事業とします。

パートナーシップ事業の型

(1) 協働型・・・企業がNPOが協働で地域活動や事業活動に取り組む

- 企業とNPOが協働で環境学習、里山保全活動、清掃活動、地域活性化のイベントなどに取り組む。
- 環境に配慮した商品の開発や高齢者向けの配食サービスなど、企業とNPOが協働で新たな商品・サービスを開発する。

(2) 能力活用型・・・企業がNPOの持つ専門性・情報・ネットワークを活用して、地域活動や事業活動に取り組む

- 企業が行うイベント等や社員研修にNPOが講師を派遣する。
- 企業の販促品やノベルティ、景品などにNPOがつくった商品を活用する。
- 企業の社員をインターンシップとして、NPOが受け入れる。
- 企業が商品・サービスを開発する際にNPOからアドバイスを受ける。

(3) 支援中心型・・・企業がNPOに資源を提供し、間接的に地域活動に取り組む

- 企業がNPOに寄付する、又はマッチングギフトにより寄付する。
- 企業がNPOに物品を寄贈したり、活動場所を提供する。
- NPOが作った製品やサービスを企業内で販売する。
- NPOが行うイベント等に企業の社員がボランティアで参加する。

*マッチング・ギフト：社員が自発的に行う寄付に対して同額、もしくは、ある比率に基づいて企業も同じ相手方に寄付する制度